

○公営住宅法施行令 (抄)

(入居者資格)

- 第六条 法第二十三条第一号イに規定する政令で定める金額は、二十五万九千円とする。
- 2 法第二十三条第一号ロに規定する政令で定める金額は、十五万八千円とする。